

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案 新旧対照表

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）（附則第三条関係）	．．．．．	1
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第四条関係）	．．．．．	3

改正案	現行
<p>第十六条（略）</p> <p>2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（次号及び第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するもの並びに次号に掲げるものを除く。）</p> <p>二 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務であつて、国家安全保障に関する重要事項のうち、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第 号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する政策の基本方針に関するもの</p> <p>三（略）</p> <p>四 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前三号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務</p>	<p>第十六条（略）</p> <p>2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>三（略）</p> <p>三 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務</p>

3  
～  
7

(略)

3  
～  
7

(略)

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～三十 （略）</p> <p>三十一 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第 号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十七の六 （略）</p> <p>二十七の七 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関すること。</p> <p>二十八～六十二 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～三十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十七の六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十八～六十二 （略）</p>

(設置)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	(略)	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法
土地等利用状況審議会	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律		
休眠預金等活用審議会	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律		
(略)	(略)		

(設置)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	(略)	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法
(新設)	(新設)		
休眠預金等活用審議会	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律		
(略)	(略)		